



設計施工基準 第3条申請書

この申請書は、保険契約申込にあたり、当該住宅が（株）日本住宅保証検査機構が定める設計施工基準により難い事項がある場合に、事前に申請していただくものです。審査には時間を要しますので（処理期間7～14日）、余裕をもって申請してください。審査を実施して設計施工基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、当社から「確認書」を交付しま

申請日 2012年 8月 1日

| | | | |
|--------------------|------------------------|--------------|--------------------------|
| 事業者 (メーカー・団体等名) | 発泡プラスチック断熱材連絡会 (P I C) | | |
| 届出事業者番号 (※1) | 電話番号 | 0289-76-0378 | |
| 担当者 | 氏名 | 木村吉晴 | F A X 番号 0289-76-1592 |

※1、建材メーカー・団体等は記入不要です。

| | | | | | | | |
|---|--|--------|---|---|-----|---|---|
| 本基準により難い事項 | 該当条文 | 設計施工基準 | 9 | 条 | 一,二 | 項 | 号 |
| | (より難い事項を記入します) 第9条一項及び二項 通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。 | | | | | | |
| 申請内容 (設計施工基準と同等以上となる理由等を記入します。図面・資料等は、添付してください。) | 別紙添付資料 (<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 無し) | | | | | | |
| | 1. 名称：発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法 2. 工法概要：外張断熱材として発泡プラスチック断熱材を用い、その継目に気密テープを貼ることにより防水紙を省略する工法。 3. 工法の品質：発泡プラスチック断熱材は吸水性が低いため、断熱材相互の目地及び開口部との取合い部に気密防水テープを貼ることにより、防水紙を省略できる。(施工マニュアル有り(発泡プラスチック断熱材による外張断熱工法施工のポイント)) 4. 施工実績：20000棟/年(会員各社合計) 5. 適用地域：全国 適用範囲・部位：木造住宅(スチールハウスを含む)の外壁 | | | | | | |

(以下、JIO記入欄)

| |
|-----|
| 確認書 |
|-----|

上記申請を確認しました。

株式会社 日本住宅保証検査機構

| | | | |
|-----|-------------|------|--------------|
| 確認日 | 2012年 8月 9日 | 確認番号 | J12-1-9-0001 |
|-----|-------------|------|--------------|

備考欄

- ①保険契約申込みの際に、本書の写しを提出してください。ただし、申請者が建材メーカー・団体等の場合は不要です。
②本書の工法・仕様等について、保険事故が多発する等、保険契約上、継続して引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行なう場合があります。